

鳥取県告示第167号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

洞谷川（Ⅰ-1-1-1-25）、吐谷川（Ⅰ-1-1-1-26）、小谷川（Ⅰ-1-1-1-28）、モク谷川（Ⅰ-1-1-1-90）、吉岡温泉北谷川（Ⅰ-1-1-1-91）、上小原川（Ⅰ-1-1-1-99）、オカ谷川（Ⅲ-1-1-1-①）、やぶれ谷川（Ⅲ-1-1-1-②）、双六原中南谷（Ⅲ-1-1-1-③）、背戸谷川（Ⅲ-1-1-1-④）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

岩坪A地区（Ⅰ-43）、金沢地区（Ⅰ-70）、内海中第2地区（Ⅰ-1080）、白兔①地区（Ⅰ-1568）、伏野C地区（Ⅰ-1569）、伏野D地区（Ⅰ-1570）、矢矯①地区（Ⅰ-1571）、岩坪①地区（Ⅰ-1572）、小沢見①地区（Ⅱ-3612）、白兔D地区（Ⅲ-4003）、白兔G地区（Ⅲ-4006）、御熊D地区（Ⅲ-4007）、御熊E地区（Ⅲ-4008）、御熊F地区（Ⅲ-4009）、御熊G地区（Ⅲ-4010）、御熊H地区（Ⅲ-4011）、大畑E地区（Ⅲ-4020）、妙徳寺B地区（Ⅲ-4022）、洞谷G地区（Ⅲ-4030）、双六原E地区（Ⅲ-4040）、三津C地区（Ⅲ-4044）、三津D地区（Ⅲ-4045）、吉岡温泉町D地区（Ⅲ-4051）、三山口G地区（Ⅲ-4052）、三山口J地区（Ⅲ-4055）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）